

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

令和6年4月1日

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業、休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失する恐れのある方を対象に、家賃相当分を支給するとともに、支援員による就労支援等を行います。

- 支給額：下記を上限として、世帯収入に応じて算定された額となります。
25,000 円（単身世帯） 30,000 円（2人世帯）
- 支給期間：原則3ヶ月（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）
- 支給方法：原則、大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 離職・廃業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内の方、又はやむを得ない休業等で収入が減少、離職等と同程度の状況にある。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（世帯収入額）が、次の表により算出した収入基準額以下であること（収入には、公的給付を含む。）。

世帯人数	基準額 ①	収入基準額 (①+家賃額 α)	給付金支給額 (上限額)
1人	78,000 円	78,000 円+ α	25,000 円
2人	115,000 円	115,000 円+ α	30,000 円
3人	141,000 円	141,000 円+ α	33,000 円
4人	175,000 円	175,000 円+ α	33,000 円
5人	209,000 円	209,000 円+ α	33,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金の合計が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	468,000 円
2人	690,000 円
3人	846,000 円
4人	1,000,000 円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に就職活動を行う方。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び市等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

(1) 申請月の世帯収入額が基準額以下の場合

給付金支給額※ = 家賃額(お住まいの住宅の実際の家賃額)

(2) 申請月の世帯収入額が基準額を超える場合

給付金支給額※ = 基準額 + 家賃額(お住まいの住宅の実際の家賃額) - 世帯収入額

※給付金支給額は生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限です。

前ページの給付金支給額(上限額)を参照ください

例) 一人暮らしで世帯収入合計が月9万円、家賃3万円、資産額20万円の場

① 収入要件

収入基準額 = 基準額(78,000円) + 家賃額(30,000円) = 108,000円

月の世帯収入額(90,000円)が収入基準額(108,000円)以下⇒収入要件を満たす

② 資産要件

資産額(200,000円)が資産要件(468,000円)以下⇒資産要件を満たす

③ 住居確保給付金の支給額

給付金支給額 = 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額
= 78,000円 + 30,000円 - 90,000円
= 18,000円 を支給する。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等

③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)

④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

⑥ 賃貸物件契約関係書類、賃貸物件の契約書の写し

(賃貸期間や家賃額などが記載されているもの)

問い合わせ先

士別市役所 健康福祉部地域福祉課生活支援係

TEL 0165-26-7743